

2019年6月4日

株 主 各 位

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1

株 式 会 社 T B K

取締役社長 岸 高 明

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都町田市原町田三丁目2番9号
ベストウェスタン レンブラントホテル東京町田
地下1階 珊瑚の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第83期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tbk-jp.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して、監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tbk-jp.com/>) に掲載させていただきます。

第83回定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな景気の回復がみられたものの、通商問題の影響などにより、一部に弱さが見られました。

わが国経済は、企業収益及び雇用環境の改善により、緩やかな景気の回復が続きました。

当社グループを取り巻く業界環境は、トラック製造業界では、国内における普通トラック（積載量4トン以上）の需要が、緩やかな景気回復や排ガス規制の強化を背景に、また、海外においてはアセアンを中心に、需要が堅調に推移しました。

建設・産業機械業界は、総じて堅調であったものの、中国経済の減速感が強まる中、年度後半にかけて弱含みました。

また、欧州及び中国経済の景気減速や各国における排ガス規制の強化の動きを背景に、エンジン関連加工部品を取り巻く事業環境は、弱い動きとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、53,637百万円（前年度比4.4%増）となりました。これは、主に海外での売上高が増加したことによるものです。

損益面につきましては、海外を中心に売上高が増加した一方で、国内での製品構成の変化や、海外での競争の激化、材料市況の高騰に加え、品質に絡むコストの増加などが減益要因となり、営業利益は、1,507百万円（前年度比20.5%減）となりました。

経常利益につきましては、為替相場の変動による減少や中国合弁会社からの持分法による投資利益の減少などにより、1,554百万円（前年度比27.9%減）となりました。

また、投資有価証券売却益として75百万円を特別利益に計上する一方で、前連結会計年度に事業の休止を決定したTBK TECHNOLOGY(THAILAND)CO., LTD.に係る事業再編損として109百万円を特別損失に計上するなどしました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,029百万円（前年度比0.4%減）となりました。

上記の事業の状況を地域別に見ますと、以下のとおりであります。

（日本）

ブレーキ製品での一部取引の消失の影響やエンジン関連加工部品の需要が減少する一方、好調なポンプ関連製品や新規連結子会社の寄与により、日本セグメントの売上高は、32,256百万円（前年度比0.5%増）となりました。

損益面につきましては、生産合理化に取り組んだものの、製品構成の変化の影響により、同営業利益は、1,110百万円（前年度比23.9%減）となりました。

（アジア）

タイにおいては、一部既存製品の落ち込みがあったものの、それをカバーする取引の拡大、生産合理化に取り組みました。

また、中国では、現地企業へブレーキ製品の拡販が始まり、事業の拡大が続きしました。

インドにおいては、取引の拡大に加え、原価低減や増収による固定費の吸収もあり、損益の黒字化が定着しつつあります。

以上により、アジアセグメントの売上高は、18,303百万円（前年度比7.3%増）、同営業利益は、973百万円（前年度比65.7%増）となりました。

（北米）

新規受注の獲得など拡大が続く一方で、生産や品質に絡むコストの増加により、北米セグメントの売上高は、3,077百万円（前年度比38.8%増）、同営業損失は、450百万円（前年度は、営業利益15百万円）となりました。費用抑制、生産性向上及び品質改善により、早期の収益改善に取り組んでまいります。

このような経営環境の中、当社グループでは、アジアを中心とした海外事業の拡大に取り組みました。また、生産技術力の強化と業容の拡大を目的として、工作機械メーカーである株式会社サンテックの株式取得や、韓国 Sangsin Brake Co., Ltd. との提携による関係強化などを行いました。

企業集団の売上・利益概況

セグメントの名称			第 82 期 2018年3月期	第 83 期 (当連結会計年度) 2019年3月期	前年度比
日 本	売上高	ブレーキ	百万円 16,759	百万円 16,132	% △3.7
		エンジンコン ポーネント他	15,321	16,124	5.2
			32,081	32,256	0.5
	営業利益		1,459	1,110	△23.9
アジア	売上高	ブレーキ	4,904	5,723	16.7
		エンジンコン ポーネント他	12,150	12,579	3.5
			17,054	18,303	7.3
	営業利益		587	973	65.7
北 米	売上高	ブレーキ	—	—	—
		エンジンコン ポーネント他	2,217	3,077	38.8
			2,217	3,077	38.8
	営業利益又は 営業損失(△)		15	△450	—
合 計	売上高		51,353	53,637	4.4
	営業利益		1,897	1,507	△20.5

(注) 売上高につきましては、内部売上高を除いた外部顧客への売上高及び各地域における営業利益を記載し、百万円未満を切り捨てた金額としております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、3,260百万円となりました。

国内及びタイを中心とした新規受注に伴う設備投資、国内における品質向上、生産合理化投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中は、株式会社サンテックの買収資金として、金融機関より長期借入金として、1,250百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年11月2日付で株式会社サンテックの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 80 期 2016年3月期	第 81 期 2017年3月期	第 82 期 2018年3月期	第 83 期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高 (百 万 円)	47,086	46,640	51,353	53,637
経 常 利 益 (百 万 円)	1,150	1,799	2,156	1,554
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	633	△82	1,033	1,029
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	21.60	△2.80	35.23	35.09
総 資 産 (百 万 円)	63,349	57,443	56,483	55,341
純 資 産 (百 万 円)	29,819	29,851	30,959	30,947

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社)			
東京精工株式会社	300百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
ティービーアール株式会社	375百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ部品、エンジン関連部品の製造販売
木村可鍛株式会社	95百万円	100.0%	ダクタイル鋳鉄品、可鍛鋳鉄品、ねずみ鋳鉄品の製造販売
株式会社サンテック	50百万円	100.0%	機械設計業、金属工作機械製造業、金属加工機械卸売業
ティービーケイ販売株式会社	160百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、ポンプ部品の販売
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	243百万 バーツ	94.8% (5.6%)	ブレーキ、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
TBK India Private Ltd.	288百万 ルピー	80.0% (20.0%)	ポンプの製造販売
TBK America, Inc.	18百万 米ドル	100.0%	ポンプの製造販売
Full Win Developments Ltd.	15百万 香港ドル	100.0%	ブレーキライニングの販売
Dongguan TBK Co., Ltd.	33百万 香港ドル	100.0% (100.0%)	ブレーキライニング、ポンプの製造販売
Changchun TBK SHILI Auto Parts Co., Ltd.	38百万 人民元	100.0%	ブレーキライニングの製造販売
(持分法適用関連会社)			
Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.	160百万 人民元	40.0%	ブレーキの製造販売

- (注) 1. 出資比率の()内は間接所有割合であります。
2. 2018年11月2日付で株式会社サンテックの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. TBK TECHNOLOGY(THAILAND)CO., LTD. は、2018年3月27日開催の取締役会において、事業休止を決議しているため、重要な子会社から除外しております。
4. Dongguan TBK Co., Ltd. につきましては、2018年4月24日を効力発生日として Chang'an TBK Co., Ltd. 及びTBK China Co., Ltd. の事業をQiaotou TBK Co., Ltd. に譲渡し、社名を変更いたしました。なお、Chang'an TBK Co., Ltd. 及びTBK China Co., Ltd. は現在清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは「お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する」を経営理念に掲げ、社会のニーズを先取りした提案型の営業、製品開発、設計、生産を行うとともに、製品の安全性を高め、しっかりとした品質が保証できるものづくりに真摯に取り組み、広く社会にとって必要な企業であり続けることが、株主の皆様をはじめ、当社を取り巻くすべてのステークホルダーにとって、真の企業価値の向上をもたらすものと考えております。

このような企業を実現するためには、持続可能な成長と安定した収益基盤の維持強化が必要であるとの認識に立ち、当社グループでは、「第13次中期経営計画」

(以下、中期経営計画を「中計」といいます。)を策定し、2016年4月より実行してまいりました。

13次中計では、連結売上高550億円を目標に掲げてまいりました。この3年間の経過を見ますと、期中における売上の増減はあったものの、海外事業の拡大が、国内売上の減少をカバーし、連結売上高536億円での着地となりました。

このような事業の状況に対応するため、12次中計から行ってきた国内工場の生産合理化や、軽量化ブレーキの開発など、国内市場の成長が鈍化する中、しっかりと利益が出せる筋肉質な経営体質の実現に取り組みました。しかしながら、国内における製品構成の変化や、海外における競合メーカーとの競争の激化などもあり、利益面では大変厳しい結果となりました。

上記を踏まえ、2019年4月よりスタートした14次中計では、業界環境が大きな変革期を迎える中、「既存事業の収益性回復」と「次世代を見据えた事業基盤の創出」に経営資源を集中し、以下の諸施策に取り組んでまいります。

① 収益力の強化

中長期的に国内市場の成長が鈍化する一方、お客様の海外生産シフトやアジアを中心とした新興国市場の成長が見込まれる中、国内だけではなく海外も視野に入れた生産体制と資材調達網の再構築を行い、グループ全体の収益力の改善を図ります。

また、既存の海外事業においては、タイでの新規素材事業の立ち上げや、中国での事業拡大など収益力のある事業に経営資源を投入するとともに、アメリカ現地子会社の収益改善を急ぎ、中長期的な収益基盤として一層強化します。

② 先端技術への対応及び開発力の強化

2019年4月1日付で、「事業戦略推進室」を立ち上げ、技術、ノウハウを生かした新規事業の創出に取り組みます。

また、同年4月3日付で、長年の協力関係にある韓国Sangsinsin Brake Co., Ltd.とエアディスクブレーキの技術提携契約を締結しました。取り扱いブレーキ製品の拡充を図るとともに、今後は新技術の共同開発に取り組みます。

③ 収益ソースの拡大

既存製品の周辺領域における収益ソースの開拓に加え、素材からの一貫生産を強みとする当社グループに、ダクタイル鋳鉄の技術を持つ木村可鍛株式会社を迎えました。さらに、生産技術の向上を目指し、工作機械メーカーである株式会社サンテックも加わり、既存事業の収益性回復だけでなく、収益ソースの拡大にも取り組みます。

④ 経営インフラの整備

コンプライアンス及びリスクマネジメントなどを基礎とした社会・環境と調和のとれた事業活動を行うことにより、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持向上させるとともに、社会の持続的な発展に貢献し、企業の社会的責任を果たせるよう努めます。

また、企業の競争力の源泉は人材であるとの認識の下、グローバル戦略を支える人材の確保・育成が必要と認識しております。このため、国内工場をマザー工場と位置付け、製品や品質、技能など「ものづくり教育」を担うとともに、海外グループ会社の社員を受け入れるなど、当社グループの技術力向上に努めてまいります。また、次世代の経営幹部の育成を目的とした選抜教育、若手社員の海外研修など人材の育成にも取り組みます。

以上の方針の下、14次中計最終年度となる2022年3月期に、連結売上高600億円から650億円、同営業利益率5%から7%、ROE7%から9%水準を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

各種自動車用・産業機械用のブレーキ、水ポンプ・油ポンプ・電動ポンプ、エンジン関連部品の製造販売。

(6) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都町田市
福島工場	福島県石川郡玉川村

② 子会社

東京精工株式会社	福島県石川郡玉川村
ティービーアール株式会社	山形県鶴岡市
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	タイ国チョンブリ県

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,094 (805) 名	95 (31) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の年度末人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
366 (130) 名	△9 (△12) 名	39.3歳	12.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の年度末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,765百万円
株式会社横浜銀行	2,364
株式会社みずほ銀行	889

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 76,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 29,424,635株 |
| ③ 株主数 | 17,209名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	2,798千株	9.54%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,800	6.14
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	1,610	5.49
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,474	5.03
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,423	4.85
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,423	4.85
三 菱 重 工 エ ン ジ ン & タ ー ボ チ ャ ー ジ ャ 株 式 会 社	1,341	4.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR S U B P O R T F O L I O)	921	3.14
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	680	2.32
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	636	2.17

（注） 持株比率は自己株式（98,911株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

氏 名	会 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
岸 高 明	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	
山 田 健 次	取 締 役 常 務 執 行 役 員 企 画 ・ 管 理 部 門 統 括	
小豆畑 智	取 締 役 常 務 執 行 役 員 国 内 ・ 海 外 営 業 部 門 統 括 生 産 管 理 部 担 当	
佐 藤 勉	取 締 役 常 務 執 行 役 員 福 島 工 場 長、製 造 部 統 括 国 内 ・ 海 外 工 場 統 括 国 内 ・ 海 外 技 術 部 門 統 括 国 内 ・ 海 外 品 質 部 門 担 当 生 産 準 備 室 担 当	
高 橋 浩	取 締 役	
山 崎 正 之	取 締 役	
福 本 啓 介	常 勤 監 査 役	
大 塚 啓 一	監 査 役	大塚公認会計士事務所代表
遠 山 彰	監 査 役	菱信データ株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役高橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福本啓介氏並びに監査役大塚啓一氏及び遠山彰氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見の事実
監査役大塚啓一氏は、1982年8月に公認会計士登録をし、長年監査法人にて監査実務に携わるとともに代表社員を務められ、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
4. 2018年6月21日開催の第82回定時株主総会において、監査役遠山彰氏が新たに選任され、就任いたしました。
5. 2018年6月21日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、取締役片山博照氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 2018年6月21日開催の第82回定時株主総会において、監査役松本充功氏は、辞任いたしました。
7. 当社は、取締役高橋浩氏及び山崎正之氏並びに監査役福本啓介氏、大塚啓一氏及び遠山彰氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	合 計
取 締 役	7名	173百万円
監 査 役	4	20
合 計 (うち社外役員)	11 (6)	193 (31)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月20日開催の第77回定時株主総会において、年額350百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第70回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月18日開催の第79回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外役員に関する事項

1. 取締役 高橋 浩

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

該当事項はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

2. 取締役 山崎 正之

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

該当事項はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

3. 常勤監査役 福本 啓介

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

該当事項はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、14回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 監査役 大塚 啓一

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

大塚公認会計士事務所代表であります。

なお、当社は大塚公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、14回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 監査役 遠山 彰

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

菱信データ株式会社の代表取締役社長であります。

なお、当社は菱信データ株式会社との間に取引関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会14回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、10回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成30年8月17日最終改正）等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、当社定款に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は、以下のとおりであります。(最終改定 2016年3月22日)

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、当社の取締役及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則を制定し、それに基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりコンプライアンスに関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。また、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役及び使用人の法令・定款等の違反行為に対しては、リスク・コンプライアンス委員会の勧告に基づき厳正に処分を行います。内部監査部門による監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行います。

社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化、決議の公平性と透明性を図ります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び使用人の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監視します。

監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めます。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行います。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力による不当要求がされた場合には、総務部門を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対処します。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書その他の取締役の職務の執行に関わる文書等は、法令及び文書記録管理規則に基づき、適切に保存、管理を行います。取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とします。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示します。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行います。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりリスク管理に関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。

大規模災害の発生に備え、災害時緊急対応マニュアルを制定し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置する等、意思決定を迅速化します。執行役員会は代表取締役社長の業務執行を補佐するため、検討・決議を行います。

会社の組織機能や運営基準を経営組織規則及びグループ職務分掌規則に定め、業務を効率的に遂行します。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制を明確にするとともに、決裁規則に基づき、当社における事前承認事項及び報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングします。

子会社は、経営目標や経営課題の達成状況をグループ経営会議において当社に対し報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が適宜把握できる体制とします。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、グループ内で発生することが想定されるリスクを把握し管理する体制を整備します。

子会社は、リスク管理に関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制とします。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督します。

子会社の意思決定について、グループ会社管理規則及び決裁規則に明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行います。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、子会社の取締役等及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

子会社はコンプライアンスに関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については、当社の取締役会において、報告、審議する体制とします。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命ずることができます。監査役よりその職務を補助すべきその他の補助者の配置の求めがあった場合は、監査役と協議のうえ人選を行います。

監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得るものとします。

監査役の補助者は、その職務を遂行するに当たって、監査役の指揮、命令にのみ服します。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

当社は、監査役を通報窓口とする内部通報制度の運用により、法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに直接又は当社の子会社担当部署を通じて当社の監査役に報告します。

当社は、内部通報制度の適用先に重要な子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

監査役は、当社及び子会社の取締役等又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負いません。

社内通報規則に基づき、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社及び内部通報制度が適用される重要な子会社に明示し、周知徹底します。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。

監査役が、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ適宜に意見交換できる体制を確保します。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針について、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を配布するなど、その浸透を図りました。

弁護士を講師として役員向けのコンプライアンス研修を実施し、また、当社グループ国内各社の使用人を対象に、コンプライアンス行動指針に関する勉強会を実施しました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、社内通報やリスク管理・コンプライアンスに関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半期ごとに取締役会に対し、コンプライアンスの状況やコンプライアンスリスクの管理状況について報告を行いました。

業務監査室による労務や情報管理等の内部監査を実施し、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しました。

取締役会の監督機能の強化を目指し、取締役会の下部委員会として社外取締役を委員長とする任意の指名委員会を適宜開催しました。

7件の社内通報が寄せられましたが、すべて軽微な内容で適正に処理を行いました。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応をコンプライアンスリスクとしてとらえ、リスク・コンプライアンス委員会にて検討を行い、取引先との購買基本契約や秘密保持契約に反社会的勢力排除条項を追加するなどの対応を行いました。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる文書等は、所管部署が適切に保存、管理を行いました。また、株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて随時閲覧しました。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を行い、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備に努めました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理に関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半年ごとに取締役会に対し、リスク管理の状況について報告を行いました。

大規模災害の発生に備え、部品材料等のサプライチェーンの状況について、適宜把握・管理できる体制を整備し、運用しました。また、設備故障の発生を想定した危機対応訓練、並びに、大規模地震の発生を想定した避難訓練を本社及び工場にて実施しました。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行の責任を明確化しました。また、決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行う等、意思決定を迅速化しました。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理しました。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制・報告事項を明確にしておき、子会社の重要な意思決定については、当社の決裁規則に基づき、当社の所管部署を通じて、事前承認申請又は報告を受けました。

また、子会社は、経営目標や経営課題の達成状況を、当社が原則として四半期ごとに開催するグループ経営会議その他の会議において報告しました。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、リスク管理の状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

また、子会社のリスク管理に関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び幹部社員を子会社に派遣し、取締役や主要な管理職に就任させることにより、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督、補助しました。

子会社はその意思決定に当たり、当社のグループ会社管理規則及び決裁規則に基づき、所管部署を通じて、重要性に応じ事前承認申請又は報告を行いました。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、グループ各社の取締役及び使用人に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針などについて、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を現地語に翻訳、配布するなど、その浸透を図りました。

子会社は、コンプライアンスの状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

子会社のコンプライアンスに関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

- ⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から特段の要請はありませんでした。

- ⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社又は子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた事項について、速やかに監査役に報告しました。

監査役を通報窓口とする社内通報制度の運用により、社内通報に関し、監査役への適切な報告体制を確保しました。社内通報規則に基づき、社内通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをすべての使用人に対し周知徹底を図りました。

- ⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用について、監査役の請求に基づき速やかに処理を行いました。

- ⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、監査役は、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、業務監査室長とそれぞれ適宜に意見交換を行いました。

監査役会の要請により、監査役会、監査役会と会計監査人との意見交換、監査役会と社外取締役との意見交換の開催時に業務監査室長が同席するなど、監査役に対し、コンプライアンスやリスク管理の状況、内部監査の状況、財務報告に係る内部統制の評価状況等について、業務監査室長が適宜情報提供や意見交換を行いました。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、長期的に安定した収益基盤・健全で効率的な財務基盤を確立した上で、安定配当の継続と収益状況に応じた利益還元をすることを基本方針としております。

上記方針のもと、剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に、中長期的な収益状況を勘案した上で、配当性向30%を目安としてまいります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、2019年5月13日開催の取締役会において1株につき普通配当8円とし、2019年11月1日に創立70周年を迎えることを記念し、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、1株につき記念配当4円を加え、合わせて1株につき12円とさせていただきます。

すでに2018年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり8円と合わせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

(9) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,125	流 動 負 債	17,410
現 金 及 び 預 金	2,450	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,185
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	13,071	電 子 記 録 債 務	2,883
電 子 記 録 債 権	1,254	短 期 借 入 金	5,434
た な 卸 資 産	5,465	リ ー ス 債 務	212
未 収 還 付 法 人 税 等	6	未 払 法 人 税 等	201
そ の 他	882	賞 与 引 当 金	760
貸 倒 引 当 金	△5	役 員 賞 与 引 当 金	30
固 定 資 産	32,215	製 品 保 証 引 当 金	106
〔有 形 固 定 資 産〕	25,575	設 備 関 係 支 払 手 形	660
建 物 及 び 構 築 物	6,693	そ の 他	1,935
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,495	固 定 負 債	6,982
土 地	3,627	長 期 借 入 金	2,433
建 設 仮 勘 定	1,218	リ ー ス 債 務	468
そ の 他	1,540	繰 延 税 金 負 債	775
〔無 形 固 定 資 産〕	826	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,088
ソ フ ト ウ ェ ア	374	そ の 他	216
の れ ん	387	負 債 合 計	24,393
そ の 他	64	純 資 産 の 部	
〔投 資 そ の 他 の 資 産〕	5,813	株 主 資 本	29,363
投 資 有 価 証 券	3,280	資 本 金	4,617
関 係 会 社 出 資 金	1,512	資 本 剰 余 金	264
繰 延 税 金 資 産	925	利 益 剰 余 金	24,518
そ の 他	110	自 己 株 式	△37
貸 倒 引 当 金	△15	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,175
資 産 合 計	55,341	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,021
		土 地 再 評 価 差 額 金	△392
		為 替 換 算 調 整 勘 定	962
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△415
		非 支 配 株 主 持 分	408
		純 資 産 合 計	30,947
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,341

連 結 損 益 計 算 書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		53,637
売 上 原 価		47,290
売 上 総 利 益		6,347
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,839
営 業 利 益		1,507
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	97	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	197	
そ の 他	85	386
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	262	
為 替 差 損	38	
そ の 他	38	339
経 常 利 益		1,554
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	75	78
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6	
固 定 資 産 廃 棄 損	5	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1	
事 業 再 編 損	109	122
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,509
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	447	
過 年 度 法 人 税 等	70	
法 人 税 等 調 整 額	△82	435
当 期 純 利 益		1,074
非支配株主に帰属する当期純利益		45
親会社株主に帰属する当期純利益		1,029

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,617	252	23,958	△38	28,790
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△469		△469
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,029		1,029
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				1	1
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		12			12
株 主 資 本 以 外 の 項目の当連結会計年度変動額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	－	12	559	1	573
当連結会計年度末残高	4,617	264	24,518	△37	29,363

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算定 額調整	退職給付調 整に係る累 計額	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,378	△392	1,081	△463	1,604	565	30,959
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△469
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,029
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							1
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減							12
株 主 資 本 以 外 の 項目の当連結会計年度変動額 (純 額)	△356	－	△119	48	△428	△156	△585
当連結会計年度変動額合計	△356	－	△119	48	△428	△156	△11
当連結会計年度末残高	1,021	△392	962	△415	1,175	408	30,947

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,682	流 動 負 債	9,017
現 金 及 び 預 金	975	支 払 手 形	13
受 取 手 形	27	電 子 記 録 債 務	2,883
電 子 記 録 債 権	1,150	買 掛 金	3,071
売 掛 金	7,609	短 期 借 入 金	1,312
た な 卸 資 産	1,083	1年以内に返済予定の長期借入金	525
前 払 費 用	31	リ ー ス 債 務	41
未 収 入 金	1,634	未 払 金	207
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	163	未 払 費 用	152
そ の 他	5	未 払 法 人 税	87
固 定 資 産	20,570	預 け 金	47
〔有 形 固 定 資 産〕	5,274	賞 与 引 当 金	231
建 物	1,932	役 員 賞 与 引 当 金	30
構 築 物	277	製 品 保 証 引 当 金	59
機 械 及 び 装 置	1,397	設 備 関 係 支 払 手 形	340
車 両 運 搬 具	2	そ の 他	12
工 具 、 器 具 及 び 備 品	443	固 定 負 債	1,964
土 地	587	長 期 借 入 金	909
建 設 仮 勘 定	633	リ ー ス 債 務	74
〔無 形 固 定 資 産〕	203	繰 延 税 金 負 債	63
ソ フ ト ウ ェ ア	200	退 職 給 付 引 当 金	917
そ の 他	2	負 債 合 計	10,982
〔投資その他の資産〕	15,091	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	3,041	株 主 資 本	21,708
関 係 会 社 株 式	5,952	資 本 金	4,617
関 係 会 社 社 債	683	資 本 剰 余 金	250
関 係 会 社 出 資 金	1,544	資 本 準 備 金	250
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,710	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
そ の 他	79	利 益 剰 余 金	16,878
貸 倒 引 当 金	△641	利 益 準 備 金	495
投 資 損 失 引 当 金	△278	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,383
資 産 合 計	33,252	特 別 償 却 準 備 金	68
		別 途 積 立 金	2,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	14,315
		自 己 株 式	△37
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	561
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,018
		土 地 再 評 価 差 額 金	△456
		純 資 産 合 計	22,270
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,252

損 益 計 算 書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		30,873
売 上 原 価		29,177
売 上 総 利 益		1,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,801
営 業 損 失 （ △ ）		△105
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
受 取 配 当 金	1,528	
そ の 他	37	1,605
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
支 払 手 数 料	14	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3	
為 替 差 損	2	
そ の 他	2	37
経 常 利 益		1,461
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70	73
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	309	309
税 引 前 当 期 純 利 益		1,225
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△8	
法 人 税 等 調 整 額	△21	△29
当 期 純 利 益		1,255

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資 本 金	そ の 他 資本剰余金	利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
		資 準 備	金 他 資本剰余金	金 益 金 準 備	金 別 特別償却 備 金	金 途 繰越利益 立 剰 余 金	金 繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,617	250	0	448	56	2,000	13,586	△36	20,922	
当 期 変 動 額										
利益準備金の積立				46			△46		－	
特別償却準備 金 の 積 立					11		△11		－	
剰余金の配当							△469		△469	
当 期 純 利 益							1,255		1,255	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額	－	－	－	46	11	－	728	△0	786	
当 期 末 残 高	4,617	250	0	495	68	2,000	14,315	△37	21,708	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	土 地 再 評 価 金 土 差 額	評 価 差 額	・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,364	△456	907	21,830		
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立				－		
特別償却準備 金 の 積 立				－		
剰余金の配当				△469		
当 期 純 利 益				1,255		
自己株式の取得				△0		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△346	－	△346	△346		
当 期 変 動 額	△346	－	△346	439		
当 期 末 残 高	1,018	△456	561	22,270		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社T B K

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 端 美 穂 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江 森 祐 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T B Kの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T B K及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社T B K

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 端 美 穂 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江 森 祐 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T B Kの2018年4月1日から2019年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、海外を含む子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年 5月10日

株 式 会 社 T B K	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 福 本 啓 介	㊟
監 査 役 大 塚 啓 一	㊟
監 査 役 遠 山 彰	㊟

（注）常勤監査役福本啓介、監査役大塚啓一及び監査役遠山彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

現在の取締役全員（6 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	きし たか あき 岸 高 明 (1953年 7 月 1 日生)	1977年10月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員品質保証部長、品質管理 部担当 2009年10月 当社執行役員営業部長 2012年 6 月 当社取締役執行役員第一営業部長、 第二営業部担当 2013年 4 月 当社取締役常務執行役員第一営業部 長、国内事業部門統括 2014年 4 月 当社代表取締役社長 現在に至る	31,400株
	(選任理由) 岸高明氏は、当社の代表取締役社長を務め、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しております。2014年 4 月に代表取締役社長に就任以来、売上高の拡大に努めるなど、豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
2	やま だ けん じ 山 田 健 次 (1955年 5 月29日生)	2010年 4 月 当社入社 2010年 8 月 当社執行役員総務部長 2013年 6 月 当社取締役執行役員総務部長、業務 監査室担当 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員総務部長、 企画・管理部門統括 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員、企画・管 理部門統括 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員、企画・管 理部門統括、事業戦略推進室担当 現在に至る	22,800株
	(選任理由) 山田健次氏は、当社及び銀行での経営企画部門及びリスク・コンプライアンス部門の責任者を務めるなど、経営及び財務、コンプライアンスの豊富な経験・実績・知見を有しており、当社グループの経営の推進及びコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	あ す はた さとし 小 豆 畑 智 (1955年 4 月14日生)	1974年 3 月 東京精工株式会社入社 2014年 4 月 当社執行役員生産管理部長 2015年 4 月 当社執行役員生産管理部長、営業部 門担当 2015年 7 月 当社執行役員、営業部門・生産管理 部担当 2016年 4 月 当社執行役員、国内営業部門・生産 管理部担当 2016年 6 月 当社取締役執行役員、国内営業部 門・生産管理部担当 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員、国内・海 外営業部門・生産管理部担当 2018年10月 当社取締役常務執行役員、国内・海 外営業部門統括、生産管理部担当 現在に至る	16,400株
		(選任理由) 小豆畑智氏は、営業部門、生産管理部門での幅広い経験を有しており、生産を管理する 基幹システムの刷新に貢献するなど、営業・生産管理に関する経験・実績・知見を有し ております。当社グループの売上拡大、生産効率化などに適任であると判断し、取締役 候補者としたものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	さ とう つとむ 佐 藤 勉 (1959年 9 月 1 日生)	1980年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社執行役員福島工場長・製造部長、生産準備室担当 2016年 4 月 当社執行役員福島工場長・製造部長、国内工場統括、生産準備室担当 2017年 4 月 当社執行役員福島工場長、国内工場統括、品質部門・生産準備室担当 2017年 6 月 当社取締役執行役員福島工場長、国内工場統括、品質部門・技術部門・生産準備室担当 2018年 1 月 当社取締役執行役員福島工場長・製造部長、国内・海外工場統括、国内・海外技術部門統括、国内・海外品質部門担当、生産準備室担当 2019年 4 月 当社取締役執行役員福島工場長・製造部長、海外工場統括、国内・海外技術部門統括、国内・海外品質部門担当、生産準備室担当 現在に至る	10,500株
(選任理由) 佐藤勉氏は、製造部門、技術部門での幅広い経験を有するとともに、福島工場長を務めるなど、製造・技術に関する経験・実績・知見を有しており、当社グループの生産性及び品質の向上などに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	たか はし ひろし 高 橋 浩 (1947年2月2日生)	1969年4月 株式会社横浜銀行入行 1997年6月 同行取締役 1999年6月 同行常務執行役員 2000年6月 株式会社京三製作所取締役 2001年6月 同社常務取締役 2004年6月 同社取締役常務執行役員 2009年6月 株式会社ミクニ常勤監査役 2009年9月 工藤建設株式会社社外取締役 2014年6月 当社取締役 現在に至る	7,700株
		(選任理由) 高橋浩氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことにより、当社グループにおいて的確な提言・助言をいただいております。取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としてのものです。	
6	やま ざき まさ ゆき 山 崎 正 之 (1947年9月16日生)	1970年4月 株式会社太陽銀行入行 1998年6月 株式会社さくら銀行取締役 2001年4月 株式会社わかしお銀行常務取締役 2003年3月 SMBC融資事務サービス株式会社代表 取締役社長 2011年4月 学校法人東京女子医科大学理事 2013年6月 岩崎電気株式会社社外監査役 2015年6月 当社取締役 現在に至る	4,400株
		(選任理由) 山崎正之氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことにより、当社グループにおいて的確な提言・助言をいただいております。取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としてのものです。	

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 高橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 高橋浩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 4. 山崎正之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、高橋浩氏及び山崎正之氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、高橋浩氏及び山崎正之氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

第82回定時株主総会における補欠監査役の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
かた やま ひろ あき 片 山 博 照 (1951年10月26日生)	1985年7月 当社入社	27,700株
	2006年12月 TBKK (Thailand) Co., Ltd. 常務取締役	
	2008年6月 当社執行役員第一開発部長	
	2010年6月 当社取締役執行役員開発管理部長、開発部門担当	
	2013年4月 当社取締役常務執行役員海外事業部門統括、開発部門担当	
	2018年4月 当社取締役参与	
	2018年6月 当社参与	
	現在に至る	

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役の選任が承認され、片山博照氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、現行の金銭報酬額の一部を減額など調整の上、その代替案として、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に関しては、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、また、社外取締役に 대해서는、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2013年6月20日開催の第77回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額350百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にて決定いたします。

また、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本制度は、取締役の報酬のみならず執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報」以下の説明は、両者を合わせた制度に関する説明となっております。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

本制度の対象者	取締役（社外取締役を含みます。） 及び執行役員
当社が信託に拠出する金銭の上限 （下記（２）のとおり）	５事業年度を対象として720百万円（うち 取締役分として420百万円（うち社外取締 役分10百万円））
本信託による当社株式の取得方法 （下記（３）のとおり）	取引所市場を通じた取得又は当社の自己 株式処分の引き受け
当社株式の給付時期 （下記（５）のとおり）	原則として取締役等の退任時

（２）信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年３月末日で終了する事業年度から2024年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、720百万円（うち取締役分として420百万円（うち社外取締役分10百万円））を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、720百万円（うち取締役分として420百万円（うち社外取締役分10百万円））を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格といたします。）と追加拠出される金銭の合計額は、720百万円（うち取締役分として420百万円（うち社外取締役分10百万円））を上限といたします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものといたします。

（３）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（２）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行の実施はいたしません。

ご参考として、2019年５月10日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額720百万円を原資に取得する株式数は、最大で約186万株となります。

（４）取締役等に給付される当社株式の数の算定方法

取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが、社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位を勘案して定まる数のポイントがそれぞれ付与されます。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（５）の当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（５）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数といたします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（５）当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（４）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

（６）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

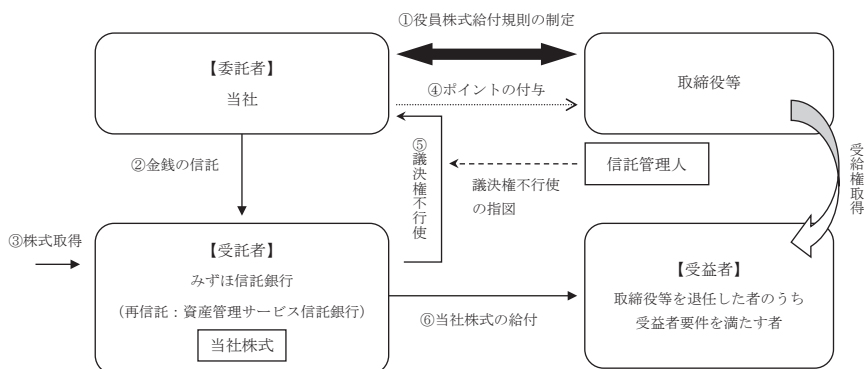
(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規則の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(8) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(7)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

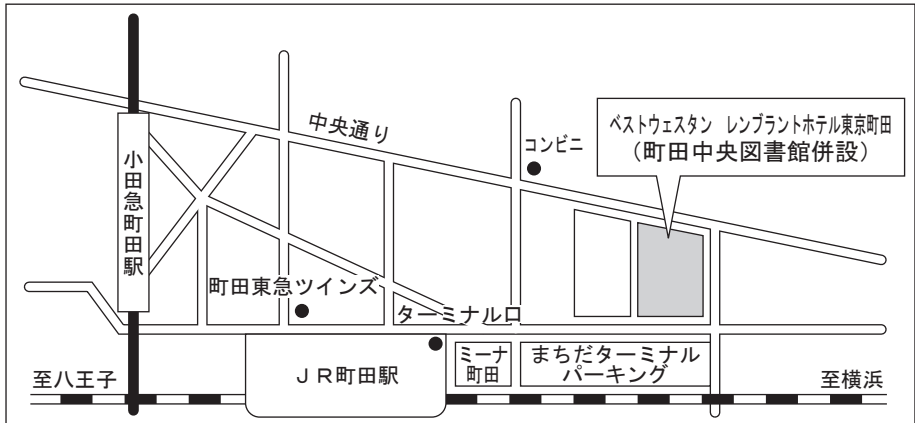
株主総会会場ご案内図

東京都町田市原町田三丁目２番９号

ベストウェスタン レンブラントホテル東京町田

地下１階 珊瑚の間

TEL 042-724-3111



〔最寄駅〕

J R 横浜線 町田駅（ターミナル口）から徒歩２分

小田急線 町田駅から徒歩約10分